

第3回「ながの特殊詐欺撲滅川柳」審査・表彰規程

(目的)

第1条 ながの特殊詐欺撲滅川柳募集における審査及び表彰の規程を明らかにして、公平な募集に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 ながの特殊詐欺撲滅川柳募集の事務局は、第一生命保険株式会社の長野支社及び松本支社に置く。

(審査)

第3条 応募された川柳を審査し優秀作品を選定するため、第3回「ながの特殊詐欺撲滅川柳」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 県くらし安全・消費生活課長を審査委員会の委員長とする。
- 3 審査委員会は、委員長が指名する長野県及び長野県警察の職員をもって構成する。
- 4 審査は、審査委員会を構成する審査委員が当たる。
- 5 事務局は、応募数によって予備審査を行うことができる。

(審査・表彰の対象)

第4条 審査・表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 審査対象は、募集要項に基づいて応募された川柳とする。
- (2) 無記名、連絡先未記入等の理由により連絡ができない応募者によって応募された川柳については、審査対象から除くものとする。
- (3) 審査により入選したものの、受賞連絡ができない応募者によって応募された川柳については、表彰を見合わせるものとする。

(表彰)

第5条 表彰の種類等については、次のとおりとする。

- (1) 表彰の種類は、一般の部及び中学・高校生の部ともに、知事賞、大賞、入賞の3種類とする。
- (2) 表彰数は、一般の部及び中学・高校生の部ともに、知事賞1作品、大賞1作品、入賞5作品とする。
- (3) 賞状の贈者名は、知事賞は長野県知事、大賞及び入賞は長野県県民文化部長とし、案文は別添のとおり。
- (4) 原則として、表彰式は行わず、長野県ホームページ等での公表をもって表彰に代えるものとする。

附則

この規程は、令和3年11月24日から施行する。